

多国籍企業学会
ジャーナル『多国籍企業研究』
執筆要項

第1条（原稿の言語）

投稿原稿は日本語または英語のいずれかで記述すること。

第2条（原稿の字数・書式）

日本語原稿は、横書き A4 用紙 1 枚につき 40 字×30 行で 15,000 字以上、20,000 字以内とし、英語原稿は A4 用紙 1 枚につきダブル・スペース 20 行で 5000 語以上、7,000 語以内とする。フォントについては、日本語の場合は MS 明朝とし、英語の場合は century とする。フォントサイズは 10.5 とし、章と節などのフォントは 12 とし、太字とする。字数には、要旨、本文、謝辞、注、参考文献、図表、および執筆者紹介等を含むものとする。なお、投稿は MS ワードのワープロ原稿とし、電子媒体で提出する。

第3条（原稿の体裁）

- ① 原稿の 1 枚目（表紙）には、日本語原稿の場合はタイトル、著者氏名、所属を日本語と英語で併記し、著者連絡先、住所、電話番号、電子メールを記す。英語原稿の場合、これらの項目についての日本語記載は任意とする。なお、投稿段階の原稿本文には、執筆者を特定できる記述をしてはならない。
- ② 原稿の 2 枚目には、日本語原稿の場合はタイトル、要旨、キーワード（6 つ以内）を日本語と英語で併記する。但し、日本語要旨は 400 字、英語要旨は 150 語程度とする。英語原稿の場合、これらの項目についての日本語記載は任意とする。
- ③ 原稿の本文（第 1 ページ）は、3 枚目から始まるものとし、図表は本文の中に挿入し、本文の後に参考文献を書くものとする。注は脚注とする。なお、謝辞、執筆者紹介等は別紙とする。

第4条（図表）

図表は、1 枚 400 字換算とし、通し番号を付け、必要に応じて注を書き、著作権法に基づき、データ出所や引用文献などの表記は明確に行わねばならない。

第5条（参考文献）

- ① 原稿本文中で引用の対象とした文献については、（著者、刊行年）とする。
（例）MNE の行動は……という特徴を持つ（Vernon,1966）。
また、著者に言及する場合には、著者（刊行年）とする。
（例）入江（1982：6～7）によれば…「〇〇は…である」という。
- ② 本文で引用した文献については、本文の後に参考文献として一括して記述する。その際、著者（刊行年）文献の順とする。和文 50 音順、英文アルファベット順とし、インターネットは URL とアクセス日を書くものとする。

(例) …和文…

安室憲一(1992)『グローバル経営論』千倉書房。

…英文…

…Books…

Rugman, A.M. (1981) *Inside the Multinationals*. New York: Croom Helm.

…Chapters in Edited Books…

Teece, D.J. (1987) "Capturing Value from Technological Innovation: Integration, Strategic Partnering and Licensing Decisions" in R.B. Guile and H. Brooks, (eds.) *Technology and Global Industry: Companies and Nations in the World Economy*. Washington, D.C.: National Academy Press. pp. 19-38.

…Papers…

Vernon, R. (1966) "International Investment and International Trade in the Product Cycle." *Quarterly Journal of Economics* 80(2): 15-35.

…Web 引用…

「トヨタ生産システム中国で大進化を遂げる」

<http://business.nikkeibp.co.jp/article/manage/20061012/111612/> (2006 年 11 月 19 日アクセス)

Van de Vliert, E. (2002) "Thermoclimate, Culture, and Poverty as Country-level Roots of Workers' Wages." [www document] <http://www.jibs.net> (accessed 13 January 2003).

第 6 条 (原稿の送付先)

投稿は編集委員長宛に送付し、送付先住所は編集委員会が学会広報を通じて公示する。

第 7 条 (要項の未定事項と解釈)

本要項における未定事項は編集委員会が別途決定する。また、本要項各項についての解釈も編集委員会がその責を負う。

第 8 条 (改廃)

本要項の改正または廃止は、理事会の発議により提案され、会員総会の承認を経て発効する。

改正案：本要項の改正または廃止は、編集委員会の発案により、理事会の承認を経て発効する。

附則 本要項は 2007 年 7 月 28 日から施行する。

本要項は 2008 年 6 月 28 日から施行する。

本要項は 2010 年 7 月 10 日から施行する。

本要項は 2016 年 7 月 9 日から施行する。